

令和4年1月27日  
101議室

令和4年第2回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

## 令和4年第2回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年1月27日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時34分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 小林 直弘

学務課長 杉浦 丘美 指導課長 前田 元

統括指導主事 片山 伸哉 教育支援課長 秋武 典子

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第1号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第2号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

### 2 報告

- (1) 電子図書館運営と学校連携について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 3 その他

## 令和4年第2回立川市教育委員会定例会議事日程

令和4年1月27日  
101会議室

### 1 議案

- (1) 議案第1号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第2号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

### 2 報告

- (1) 電子図書館運営と学校連携について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 3 その他

### ◎開会の辞

○小町教育長 ただ今から、令和4年第2回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

次に、署名委員に、小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 はい。

○小町教育長 よろしくお願ひいたします。

次に、議事内容の確認を行います。

本日は、協議2件、報告2件でございます。その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願ひします。

○大野教育部長 本日、第2回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、片山統括指導主事、教育支援課長、図書館長でございます。

---

### ◎議 案

#### (1) 議案第1号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、1協議(1)議案第1号立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 では、議案第1号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

市では、本年1月より三市共同システムを導入しまして、これまで個別システムで管理しておりました学齢簿就学援助システムを統合し、これまでの使用していた様式の名称やレイアウト等を改正するものです。制度そのものに変更はございません。

また、あわせて本文中の文言を修正するとともに、押印廃止に関わる省令等の改正施行措置に基づき、保護者が申請時に使用する就学援助費支給申請書等の押印欄に、自署の場合は押印を省略することができるという旨の記載に変更し、また申請時に男女の記載は不要であることから、男女の記入欄もここで廃止をしたところです。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○小町教育長 説明、ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 男女の記入とか押印をしなくてもよくなったというのは、良いことだなと思います。質問ですけれども、9ページからのところで、認定したほうの書類にも、この決定に不服がある場合にはというふうに書いてあるのですが、認定された時に不服を申し出る方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 今のケースではほとんどないですかけれども、ただ認定の経過にわたって、何かご意見等がある場合もありますので、このような記載とさせていただきました。

以上です。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 認定と認定しないというのが、わざわざ分かれているので、不服がある場合はというよりは、認定された場合には、こういったことがあると認定が取り消されますよというようなご案内を、記載されてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 今回本市で入れた三市の共同システムは、既に施行しています三鷹市と日野市と同じような様式を使っているため、今回は、この様式で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小町教育長 ほか、ありますか。

小林委員。

○小林委員 様式の変更は、専門の方も見ていらっしゃるかと思いますので特にありませんが、これに関係して質問をさせていただきます。

周知はどのような形でされているのか、教えてください。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 新入生であれば、入学前のご案内で資料を必ず配布しておりますし、各学校でも新年度が始まる時と、あと2学期の時にも全員に就学援助のパンフレットを配布して、必要な方には周知をするようにはしております。なかなかそれで見ていただけない方もいらっしゃる中で、学校とも協力をしております、例えば教材費等の支払いでお困りの家庭があった場合に、学校のほうからも就学援助制度があるということをお知らせするようにお願いしているところです。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 本当に子どもがつらい思いというか、悩んだりしないように、しっかりと周知はしていただきたいです。今のお話を伺って大丈夫かなとは思いましたけれども、その辺よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

[「ありません」との声あり]

○小町教育長 ないようでございます。それでは、お諮りいたします。1議案(1)議案第1号立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第1号立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (2) 議案第2号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、1協議(2)議案第2号立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 議案第2号立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

改正点につきましては、就学奨励費システムを、三鷹市、日野市との三市共同システムに移行することに伴い、システムから出力される様式の名称やレイアウト等の変更を行い、これに併せて、申請書の保護者名の欄について、自署の場合は押印を省略できることとしました。

また、別表につきましては、認定3の認定要件について、システムによる課税情報との連携により、所得を証明する書類の添付を不要としたことから、該当する部分を削除したほか、現在は実施しないこととしている通級指導学級での校外活動の費用に関しての奨励費の支給内容から削除したものです。

そのほか必要な文言を整理しております。

なお、別表につきましては、認定要件を含む表となっておりまして、同一年度内で異なる内容となることがないため、4月1日からの施行としております。

説明は以上です。

○小町教育長 説明、ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 すみません、同じ質問なのですけれども、多くのご家庭に周知していただきたいと思いますので、現状を教えてください。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 この制度は、特別支援学級に在籍しているお子さん、それから通級を利用されているお子さん、あとは肢体不自由等で通常学級に通っているお子さん方が対象なのですが、対象の方には全て学校から申請書を配布していただきまして、原則全て回収をさせていただくこととしております。支援を希望しませんという欄もありますので、こちらに丸を付けて返していただくということで、漏れのないように努めています。

以上です。

○小町教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○小町教育長 ないようでございます。それでは、お諮りいたします。1議案(2)議案第2号立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第2号立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) 電子図書館運営と学校連携について

○小町教育長 続きまして、2報告(1)電子図書館運営と学校連携について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いします。

○池田図書館長 それでは、電子図書館運営と学校連携ということでご説明いたします。

このフォーマットにつきましては、昨年11月に電子図書館の運営会社のほうでセミナーがありまして、それ用に作っておりますので、若干対外向けの表現がありますけれども、ご了承ください。

今回立川市の取組として、電子書籍コンテンツガイド民間事業者負担が、市立小・中学校全児童・生徒に電子図書館専用の利用カードを配布し、1人1台タブレットPCでの朝読活動などの民間連携、学校連携を中心としたお話をいたします。

立川市は、令和3年1月6日から電子書籍貸出サービスを開始しました。導入の経緯ですが、立川市の図書館計画の取組項目に、電子書籍への対応について調査研究すると記されており、電子書籍導入の可能性について調査研究を進めていました。

令和2年4月、5月の新型コロナウイルス感染症拡大を受けての図書館臨時休館を通じ、外出自粛が続く中、図書館に来館しなくても安定的に書籍の貸し出しや閲覧ができる電子書籍貸出サービスが注目され、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できる見込みが立ったことから、導入に踏み切りました。

タイトル数は2,535点から始め、令和3年12月31日現在5,404点です。購入したコンテンツを使い、読んでもらえるかを重視しておりますので、比較的出版年が新しいライセンス期間限定型が多くなりますが、販売型を含め分類、ジャンルともバランスよく購入しています。また、ログイン不要で誰でも読める立川市関連資料も登録しております。

分類別のタイトル数は、このようになっております。総数に占める割合で一番高いのが文学で約34%です。電子図書館ならではの資料として、耳で聞く本・オーディオブックも所蔵しております。

立川市は、電子図書館運営面でもさまざまな工夫を凝らしています。まず、独自ジャンル

を作成しています。子どもの本・ヤングアダルト向けでは、図書館の通常使用と同じ分類も付与しています。また十進分類表に不慣れだと見つけづらい、ガイドブック・ビジネスなども目に付くようにしております。

続いて、利用状況ですが、月間の貸出数は、開設した1月以降は微減傾向にありましたが、3度目の緊急事態宣言により、館内の書庫への立入制限を行った5月は貸し出しが伸び、来館しなくても本の貸し出しが行える電子図書館の効果を実感しました。

その後、9月中旬から市立小・中学校の全児童・生徒に、学校用たちかわ電子図書館利用カードを配布し、利用が始まると急激に伸びております。それまで30代から50代が中心で、小・中学生の利用は全体の10%だったものが、学校利用を開始した9月半ば以降は80%となり、全体を押し上げています。

立川市の電子図書館の概要はこの辺りにとどめまして、本題に入りたいと思います。

まず、立川市の電子図書館の大きな特色の一つに民間連携があります。民間事業者から電子書籍コンテンツ代の費用負担を頂いております。今後の電子図書館運営を語るに当たり、自治体の財政状況の見通しを推察することは避けて通れません。自治体の多くはコロナ禍の影響により、一部の業種で税収の大幅な減少が見込まれ、地方一般財源の確保が極めて不透明な状況にあります。

本市においては、景気の動向に左右されやすい法人市民税の割合が、他の自治体よりも高く、昨年度は市税収入が大幅に減少しております。これまで以上に市の一般財源を確保することが難しい現状において、税金の使い道は市民生活に直結する事業や、法的整備が必要な事業を優先することが予想され、決して優先順位が高いとはいえない社会教育分野の図書館事業は、予算の見直し、工夫が迫られることとなります。

そこで、立川市図書館では、独自財源の確保を目指すこととし、他の自治体が民間事業者から寄付を受け、電子書籍コンテンツを購入した事例があることを知り、民間事業者との連携を模索する中で、2つの事業者に費用負担していただくことができました。

まずは、東京立川こぶしロータリークラブです。私の知り合いに、ロータリークラブの会員がおりまして、当時の会長とつないでもらったところ、創設35周年事業がコロナ禍の影響で一部中止となっており、その経費を児童書200冊の寄贈と電子書籍コンテンツ211点などに充ててもらえることとなりました。費用は合計で約130万円ほどです。その他電子書籍利用促進用チラシ・ポスターを作成していただきました。

電子書籍の利用開始は4月1日からで、東京立川こぶしロータリークラブセレクションとして特集を組み、バナー画像も設置しました。選書構成は、主にビジネス、経済、健康、子育てなどの実用書が中心となっており、ジャンル横断的な特集として人気があります。コンテンツは、図書館職員が大まかに選出をした中から、ロータリークラブの会員90名に選書してもらい、最終的に図書館のほうで決定いたしました。

次に、フィギュア・プラモデルの企画、製造、販売を行っている株式会社壽屋です。本社から立川市中央図書館とは歩いて数分の距離と近く、また毎年3月に行われる立川シティハ

ーフマラソンのメインスポンサーになるなど、市はさまざまな事業において協力の申し出をいただいている関係にあります。

電子図書館事業においても、市民の読書活動を応援したいとの申し出を受け、この取組が実現しました。7月1日に電子書籍コンテンツ270点、約100万円を負担していただき、その他電子図書館利用促進用チラシ・ポスターを作成していただきました。その後12月1日にも児童書を中心とした電子書籍コンテンツ194点、約50万円を追加費用負担していただきました。

電子書籍の利用開始は7月1日からで、壽屋プレゼントとして特集を組み、バナー画像も設置しました。壽屋に関連のあるデザイン、イラスト、造形、模型工作、ライトノベルなどの特集になっております。これは、たちかわ電子図書館における蔵書が少なかった分野であり、ものづくりに関わる社員に推薦してもらいました。このことにより、コンテンツの充実が図られ、新たな読者層の獲得につなげることができました。

いざれにしろ、民間から資金提供を受け、電子図書館のトップ画面に企業名が入るということは、立川市図書館としても企業ブランドを低下させない責務を担っており、生半可な気持ちで電子図書館事業を運営するわけにはまいりません。日頃の画面メンテナンスや統計分析に力を入れ、読者を飽きさせない、離さない、魅力ある電子図書館づくりに日々励んでいるところです。

続きまして、学校連携についてです。

立川市図書館では、図書館は子どもたちにとって身近な存在だと感じてもらえるよう、さまざまな取組を行っております。その取組の一つとして、市立小・中学校と連携して、児童・生徒の1人1台タブレットPC等を活用したたちかわ電子図書館の利用促進があります。この取組は、市立小・中学校の全児童・生徒に、学校用たちかわ電子図書館利用カードを配布するものです。図書館が電子図書館専用の利用カードを作成し、IDの登録処理などを済ませた上で、各学校を通じてカードを配布しました。

児童・生徒は国のGIGAスクール構想で貸与された1人1台タブレットPCのブックマークから、たちかわ電子図書館にアクセスし、カードのIDと、引き続きパスワードを入力してログインすると、電子書籍を利用することができます。カードは、市立小・中学校に在籍する全児童・生徒約1万2,400人に配布しております。

各学校では、教員が初回ログインのパスワードの変更や、電子図書館の利用方法を指導しております。図書館は、教員をサポートすべく、Q&Aの作成や電話での問い合わせに対応しております。利用カードの有効期限は、中学校を卒業する年度の3月末日まで、貸し出し予約は3点までで、14日間借りられます。

従来、電子図書館を利用するため図書館に来館し、利用登録をしなければなりませんでした。図書館では、校長会、副校長会等を通して利用登録を促しておりましたが、既に登録している児童・生徒もいる中、効果が上がりませんでした。そこで、他の自治体でも取り組んでいた電子図書館のみを利用できる利用者ID交付にヒントを得て、独自の利用カードを考

案したのが、学校用たちかわ電子図書館利用カードです。

実際、児童・生徒が活用するまでの経緯をお話します。

まず、令和3年6月補正で、利用カード代として37万5,000円、児童・生徒用の電子書籍コンテンツ代として600万円を計上し、認められました。その後、利用カードのデザインから納品に至るまでの間、図書館は児童・生徒向けの利用案内や、学校向けのマニュアル資料を作成しました。校長会、副校長会、教育委員会、議会への報告を経て、各学校へ9月初旬から利用カードを配り始め、9月中旬より各学校での利用が始まっています。

学校連携を始めるに当たり、小・中学生向けのコンテンツをそろえました。たちかわ電子図書館の蔵書点数は5,200点ほど、そのうち児童・ヤングアダルト向けは3,000点ほどになりました。学校での読書活動や家庭での読書機会の確保を目的に、絵本、絵童話、ライトノベルといった読み物のほか、図鑑やドリル、参考書といった学習に役立つ本をそろえています。電子図書館を活用し、黒板横の大型モニターに図鑑等を拡大表示させた授業を行っている学校もあります。この映像は、若葉台小学校の5年生であります。

また、朝礼前に10分間読書する朝読でも活用されております。これらの新聞記事でも取り上げられましたが、電子図書館によって読書や新しい分野への関心にもつながっており、これまで図書館まで来なかつた子どもたちにもアプローチできているように感じております。

では、この取組が電子図書館における小・中学生の利用者数にどう影響したかです。カードを配布する前の8カ月間では、実利用者が小学校175名、中学校112名、計287名だったのが、カード配布後の3カ月半の間に、小・中学生合わせまして4,378名が利用しております。

特に小学生は顕著な伸びを示しており、貸出点数は2,081点が3万1,690点に、閲覧点数は3,094点が4万8,511点と、ともにカード配布前と後では15倍以上になっております。この取組はまだ始まったばかりであり、途中経過段階です。重要なのは、いかに継続させ、読書を身近なものとして習慣付けるかです。

小学生向けのお知らせや特集にも工夫を凝らしております。まずお知らせには、小・中学生向けの本の探し方を掲載しています。そこには平仮名を併記しており、小学校1年生でも理解できるよう、平易な表現を使っています。

また、特集も小・中学生に合わせて作っています。季節ならではの資料や、少し読みたい時にお薦めの本など、児童・生徒が気になる本を見つけられるよう工夫しております。電子図書館サイトは、決まった枠組みの中での編集しかできませんが、使っている方が支障なく利用できるように配慮することが大切です。職員には、利用者の立場になって丁寧なサイトづくりを心掛けるよう指導しております。こうした小さな積み重ねが、使いやすい、利用者から愛される電子図書館となっていくのではないでしょうか。

小学校時代に読書量があるほど、中学生や高校生になって授業が楽しく思えたり、新しいことに興味を持ったりする割合が高いという文部科学省の調査結果もあります。図書館では、児童・生徒が1人1台タブレットPCと電子図書館という新しいツールで、本に触れる機会を

増やし、学ぶ意欲や学力向上につなげていきたいと、この事業の定着化に期待を寄せてています。

たちかわ電子図書館と学校連携は始まったばかりですが、今後も児童・生徒が読みたいと思えるコンテンツをそろえていかなければ電子図書館から離れてしまいます。現在、公共図書館向けに電子化し販売されている書籍は限られており、値段も高い傾向にあります。コンテンツの充実には、出版社の理解が必要です。図書館向けに販売される本のバリエーションが増えること、また、同時貸出数や有効期間などが柔軟に運用されることを望みます。

読み放題のコンテンツがあれば、調べ学習で先生とクラスの児童・生徒が同じ本を見ながら学習することができます。そのメリットは大きく、実現できたらどんなに素晴らしいことかと考えております。

最後に、予算確保の問題についてお話しします。

現在、自治体の多くは、国からのコロナの臨時交付金を活用して、電子図書館を立ち上げました。電子書籍のコンテンツ代も臨時交付金から充当されているケースも多いかと思います。しかし、今後、電子図書館のコンテンツ代の財源が自治体の一般財源から賄われることになれば話は変わってきます。今でも自治体の財務部門から紙の書籍代や視聴覚資料代から捻出を求められたり、ライセンス、販売型の購入しか認めないと指示されたりして、対応に苦慮している多くの図書館の声を聞いております。

立川市は、幸い民間連携により、コンテンツを充実させることができました。民間事業者とのコラボレーションは、費用面でもそうですが、それ以上に特集するコンテンツがもたらす効果が大きいと感じております。

ポスターデザインは、インパクトのある求心力を引き出し、民間事業者の特色あるコーナーは、たちかわ電子図書館の顔となり、利用促進につながっております。電子図書館だからこそ新たな可能性、枠組みに挑戦できるのではないかと考えております。

電子図書館は、コロナ禍における非来館サービスとして注目され、導入が進みました。また、コロナ禍でGIGAスクール構想が前倒しになり、児童・生徒への1人1台タブレットPCの配備によって、一気に教育環境におけるデジタル化、ICTの利活用が進みました。デジタル環境が整ってきた今、電子図書館の一層の普及促進に努めてまいります。

本日は、ご清聴ありがとうございました。

○小町教育長 報告ありがとうございました。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問をお願いします。

小林委員。

○小林委員 作成にも大変苦労されたかと思いますけれども、すごく分かりやすく、楽しく見させていただきました。ありがとうございました。

立川の特徴として、民間の企業からの提供ということが上げてありましたけれども、それは今2件ですが、今後どのように進めていくのか、何か条件とか決まりとかがあるのか、もしなければそういうものは、はっきりさせておいたほうがいいのかなというような気がして

います。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 現在2件ですけれども、東京立川こぶしロータリークラブは、35周年記念事業ですので、特段追加ということについては、現会長とも、また会員さんとの話し合いの中で決定するということで、こぶしロータリーについては不透明な状況にあります。

壽屋さんにつきましては、定期的な費用負担をしていただけるというようなことを内諾いただいていますので、令和4年度も同じように100万円以上の費用負担を頂くということと、小林委員が懸念されています、こういった大きな事業だけにとどまらず、今後、小さな会社でも図書館を応援したいという会社もあるかと思いますので、費用負担をどういう形にするかは考案中です。募集をいたしまして、あらゆる業種がもし応援したいという気持ちがあれば、額につきましては相談いたしますけれども、少額であっても受け入れるような体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○小町教育長 ほか、ございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 本当にコロナ禍でしたけれども、交付金を使ったりとか、子どもたちの1人1台タブレット端末も活用して、しかも民間事業者との連携もということで、本当に素晴らしい取組だなと思って、今日もすごいなと思って拝見しました。ありがとうございます。

やはり図書館の取組というのは、今言われている教育格差の問題にも本当に貢献することだと思うので、これまであまり読書してこなかった子どもたちも、新たに本の面白さに気付いてくれているというところも本当に素晴らしいことだなと思います。

それで、先ほどの中になりましたけれども、読み放題コンテンツというのは、現状はまだできていないけれども、これからできるという可能性があるのでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 読み放題コンテンツにつきましては、今ポプラ社が独自で構築しているものと、あと教科書販売グループが運営している2つの大きなグループがありまして、この間、ポプラ社の社員がわざわざ立川市図書館まで来ていただきまして、学校の読み放題のことについて打ち合わせをいたしました。ただ、これはやはり制約がありまして、児童・生徒のみ、教員も見られますけれども、児童・生徒のみで一般の人は見られませんよという制約がある中で読み放題という制度をつくっております。

確かに一般の人を入れてしまうと利益が上がりませんので、小・中学校の生徒のみという読み放題のコンテンツも考えていますけれども、やはり価格の面で非常に大きなネックがありまして、そこをいかにクリアできるかということを、今ポプラ社とも話し合っております。もし、それが実現できれば、今のサイトを見ますと、ほとんどもう予約で埋まっているような状況で、新たに貸し出しどけるコンテンツが少ないという声もいただいている、それを解消するには、やはりその方法しかないのかなと思っていますので、今話し合いを進めていると

ころです。

以上です。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 読み放題コンテンツもできるようになると、またさらに使い方が広がっていくかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

小林委員。

○小林委員 私も頻繁にではありませんが、電子図書を利用しますが、予約をしておくと、自分が予約したのをすっかり忘れて、貸出期間が終わっていたということがあります。希望としては、予約が入りましたというような連絡をいただけすると一番ありがたいですけれども、これは少し民間とは違うところなので、そこまでは望みませんが、ただ学校、子どもたちの読書の機会を広げるということでは、自分から接するだけではなく、そのPRというか、こういう本が入りましたとか、そろそろ次の本を読んでみませんかと、図書館側からの声掛けのようなことができないのかなと、少し思ったのですが、いかがでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 現在のところですと、どうしてもサイトの作りの中で、新着というか、お知らせコーナーがありますので、そこで新着資料が何点入りましたという画面の中央に表示する機能もありますので、そこで認識してもらうしかないのかなということと、何らかの形で、小・中学生に新しく本が入ったというようなことがお知らせできればいいなとも考えております。その辺、校長会とか副校長会などでもお知らせできるかなと思うのですが、とにかく読めるコンテンツが入ったというような情報は、周知しなければいけないかなと思っております。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 読書が好きな子ばかりではないので、なるべくそういう機会、刺激を与えるというか、あればいいかなと思います。自分からアクセスするのを待っているだけではなくて、学校側からの図書館側からのアクセスというのも必要かなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○小町教育長 では、私からも少し述べさせていただければと思います。電子図書館は、コロナの感染症拡大に伴う非接触サービスを取り入れることから、きっかけとして始まったわけですけれども、デジタルでこれから21世紀が大きく変革してくるとすると、紙とこのデジタルの本というのが、ハイブリッド型で両方、良さ、特徴、それぞれありますので、そういう間口を広げるということが、各委員からご指摘があった子どもたちの読書のきっかけを広げることにも、私はなるかなと思っています。

ただ、出版界の中において、まだ圧倒的に紙のほうが多い現状であります。どちらかというと、電子書籍も増えてはきていますけど、圧倒的に中身はコミックが多いです。そういうことを考えると、まだまだ出版界全体の電子書籍の熟度というか、それもまだこれからもう少し成熟してほしいなという思いもあります。

また、長時間、画面を見続ける弊害という指摘もお医者さんからいただいていますので、そこら辺をうまくコントロールしながら、子どもたちが本を読むということのきっかけづくりを、チャンスを広げるという、そういう視点で今後とも取り組んでまいりたいと思っています。

幸い立川市には7,000事業所ぐらいあります。企業が大変多くて、それも教育を応援したい、子どもたちを応援したいという企業が、本当にありがたいことに、たくさん手を挙げていただけた状況です。これは電子図書館だけではなくて、ほかの分野でも応援いただいていることがございます。そういったところの思いのある、そういう企業の取組も今後広げてまいりたいなと思っております。

いずれにいたしましても、コロナがきっかけで始めたのですが、21世紀型の新しい読書の形ということで、朝読書で子どもたちが、紙の本より取つきやすいんだと発言している内容を見ますと、もうまさに時代は既に動いてしまっているなと思いますので、そういったところを大切にしながら、今後とも取組を強化していかなければ私は考えているところでございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

[「ありません」との声あり]

○小町教育長 ないようでございます。これで2報告(1)電子図書館運営と学校連携について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告いたします。

まず、1番目の立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。

令和4年1月20日以降では、第76回を開催しています。第76回、1月20日木曜日午前11時半から開催しまして、1ページにございます5つの事業について対応等を検討・決定したところでございます。

まず、4ページをご覧いただければと思います。横使いの表になってございます。

1月19日までの新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況の報告がありました。この数字でも分かりますように、1月1日から7日までは、0人から4人というような状況でござ

いましたが、その後右肩上がりに感染者が非常に増えております。1月19日水曜日は59人となっております。その後でございますが、23日と昨日の26日は100人を越えているような状況で、26日は過去最高の110人となってございます。

下のほうにグラフがございますが、昨年8月19日が一番多く70人という状況でございましたが、それをはるかに越え、プラス40人、110人というような状況でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧いただければと思います。

2点目です。まん延防止等重点措置についてでございます。東京都のほうが令和4年1月19日付で、こちらの新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を発表いたしました。この重点措置を受けまして、本市におきましても、1月21日金曜日から、2月13日日曜日までの期間の対応を決定したところでございます。

対応内容についてご報告します。14ページをご覧ください。縦の表になります。

公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについてです。東京都が発表しました重点措置の中では、公共施設については特に時間の制限ですとか人数の制限は設けられませんでしたので、本市におきましても、市民等の方に感染対策を徹底していただきながら、利用は継続していただくというような対応を決定したところでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

まん延防止等重点措置に伴う教育委員会の対応についてでございます。

先ほどのとおり感染者は非常に増えているような状況でございますが、一番上に書いてあります基本の方針の一番上の丸ポツです。学校については、感染症対策を引き続き徹底しつつ、児童・生徒に寄り添いながら、学びを途切れさせない方針を堅持し、学校運営を継続するというような基本方針を定めております。

具体的対応でございます。真ん中(2)のところです。主な学校行事です。宿泊行事、校外学習、これまで見学先等の状況を踏まえて、感染症対策を工夫して、また徹底した上で実施するというような対応でございましたが、こちらのほうを変更させていただきまして、見学先等の状況を踏まえて検討するというような文言に替わってございます。

ここでいいますと、宿泊行事です。中学校1年生のスキー移動教室が1月中旬から2月上旬に予定しておりました。この中9校のうち、すみません、資料がございませんが、中止とした学校が1校あります、第二中学校、延期とした学校が5校あります、第四、第六、第七、第八、第九中学校の5校になります。一中と三中と五中の3校については、こちらは実施ができます。

続きまして、16ページをご覧ください。

3点目です。新型コロナワクチン接種事業についてです。

こちら、追加接種3回目接種の現況ですとか、今後の見通し等に関して、こちらの資料のとおり報告があったところでございます。17ページの下のところに、7その他(2)に5から11歳を対象とした接種がございます。現時点では、市内医療機関を対象に、5歳から11歳を対象とした接種の協力の有無について調査を予定しているということで、人数的には対象者

数は約1万1,000名で、国において早急に接種体制を構築するよう要請があったところでございまして、こういった調査を現在予定しているようなところでございます。

続きまして、1ページ目にお戻りいただければと思います。

4点目です。新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療支援事業についてです。こちら、東京都が実施しております自宅療養者医療支援に加えまして、本市の単独事業として新たな支援について、立川市の医師会、多摩立川保健所と実施に向けた調整を行っているということの報告が本部の中であったというところでございます。

5点目は、広域連携サミットの開催中止についてです。今月24日月曜日に開催を予定しておりました広域連携サミットについては、開催を中止することを決定したところでございます。

続きまして、本日ご配付させていただきました小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況でございます。こちらは1月12日から昨日1月26日までの公表分となってございます。小学校児童合計しますと74名、教職員6名、中学校生徒が34名、教職員2名ということで、合計で116名というような形でございます。昨日、今週、月・火・水になりますと、17名、16名ということで、非常に多く発生しております。

1月4日、6日、10日、ここでも合計で3名発生しておりますので、1月に入りまして感染者合計で119名というような形でございます。

先ほどご報告したとおり、昨年8月は立川市内の全市民の中でも一番多い人数でしたが、児童・生徒も一番多かったです。昨年8月は50人ということで、その倍の数の発生がしているようなところでございます。

保健所の濃厚接触者の調査結果が、現時点でいうと業務逼迫のため、なかなか出ないというところがございますので、学校と私ども教育委員会事務局が連携しまして調査を行い、それと学校医による助言をいただきながら、学級閉鎖、もしくは学年閉鎖などの対応を決定しているようなところでございます。

説明は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえてご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 やはりこのコロナウイルスに対する怖がり方というのは、本当に人それぞれで、保護者の間でも感染者が出ているのに学級閉鎖にならないのかという方も、私の周りでもいらっしゃいますし、心配だけれども、休みになるのも困るなとか、いろいろな意見があると思います。

保護者も分からぬことが多いと、さまざまな臆測がSNSなどで飛び交うことになると思うので、感染者がこのくらいになつたら学級閉鎖になりますよとか、マスクをしていれば大丈夫だとか、何かしらの具体的なメッセージを分かりやすくお伝えいただけたらなと思います。

それから、先ほどの説明の中で、5歳から11歳を対象としたワクチンというところがありましたけれども、これもやはり怖いと思っている方、早く打ちたいと思っている方、さまざまだと思いますので、本人のご家族の考えに沿って、人に強制するようなことのないように思っています。よろしくお願ひします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 各学校の学級閉鎖等の判断についてですけれども、私どものほうで自治体等から示された基準に基づいて判断を、学校と相談させていただいて、その上で学校のほうで情報共有していただいて決定していくというような流れを採っているのですが、実は機械的に判断をしておりませんで、例えば陽性になったお子さんがいらっしゃるとして、そのお子さんが発症する前にどういうふうに、最終登校日がいつであったかというところまで追いかけて情報というのを整理して、考えさせていただいております。

ほとんどのケースが家庭内での感染が多く報告されておりまして、そうしますと、陽性となったお子さんも濃厚接触者という扱いで、発症される以前から登校を控えていらっしゃるようなケースというのがたくさんございます。そういう場合、1クラスに例えれば仮に4人陽性者のお子さんが出てしても、そのお子さん方が発症する前からずっとみんなから離れていたというような状況であれば、すぐさま検査となるかどうかというのは、たくさん相談させていただいたところで検討している、校長と相談しているというような状況でございます。

これを分かりやすく、その直前までみんながいて、「せいの」で4人出てしまったというような場合は、これは検査したほうがいいのではないかというように、当然していくわけですけれども、そういう形で明確な基準というのがあると、保護者の皆さん、分かりやすいだろうなというのは、もうおっしゃるとおりだと思うのですが、できる限り子どもたちが学校でも大部分の子どもたちが学校に来られる状況というのを維持した中で、子どもたちの安全を担保するようなところで、日々これをどう捉えるべきだというのを、それこそ学校医の先生に相談に乗っていただきながら、対応させていただいているというような状況でございます。

ただ、原則として子どもたちはマスクの着用とか、学校の中での感染症対策を本当にしっかりとやってくれています、そういう報告をすると、ほとんどの校医の先生が、「子どもたちの学校生活の送り方というのは、危ない送り方はしていないね」というようなことでアドバイスをくださるような状況でございます。そういう点では、子どもたちにはこれからも、「今やっている感染症対策をしっかり続けてもらうことで、学校生活を安心して過ごせることだよ」というようなことを、学校を通じて発信していければと思っているところでございます。

以上です。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 今、前田指導課長がご説明くださったようなことが、本当に保護者に伝われば、

保護者の皆さんもなるほどと納得していただけたと思うのですけれども、それがどこまで伝わるかというところが難しいところかなと思います。情報発信の努力は、学校を通じてしていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

○小町教育長 ほか、ないですか。

小林委員。

○小林委員 今の話の続きですけれども、クラスで何人か出たとか、こういう理由で学級閉鎖にはしないという情報は、保護者に伝わるのでしょうか。学級閉鎖しない場合には何の連絡もなしということですか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 2つのやり方をしています。学級閉鎖をしていただく場合には、当該の学級にのみ陽性のお子さんが何名今出ているので、何日まで学級閉鎖を行いますというようなお伝えの仕方をさせていただいています。

そうでない場合には、今日何名の陽性者というのが、例えば周りの小学校で確認されましたけれど、教育委員会でも相談して、学校医の先生とも確認させていただいて、陽性者の方から聞き取りさせていただいて、学校内での感染症対策というのは、しっかりと行われていて、濃厚接触に当たるようなお子さんというのも考えにくいだろうということで、学級閉鎖は行いませんと保護者の皆さまにはお伝えするというようにしてございます。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 本当に理由が伝われば、納得してもらえるかなと思います。

学級閉鎖が何クラスか出ていますけれども、その間の授業というのは、今はまだオンラインの練習をされているという話を伺っていますけれども、実際に家庭と学校をつなぐ授業を行ったのかどうか、ただの休みで何もしていなかったということでは、とても残念なことなのですが、その授業の状況を教えてください。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 学校ごとに異なっているというのが実情なのですが、危ないというところが予想されていた学校の場合は準備ができておりましたので、症状のないお子さんは朝必ず「元気かい」ということでオンラインでつないで、質問があればオンラインで質問していいよという声掛けをしている学校もあるという報告は受けております。

ただ、小学校になりますと、学年によって持ち帰り等を行っていない学年もありますので、そこに関しては、いわゆる以前の学級閉鎖と同じように課題を示して、その中でここまで閉鎖中はやってこようねということで対応している学校もあるとお伺いしております。

ただ、状況として、タブレットがお家にあるお子さんで元気なお子さんに関しては、オンラインでつながって、顔を見ることは可能な状況になっていますので、声掛けはするという指導はさせていただいております。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 顔を見て声掛けをしてつながるということも大事かと思います。ただ、その学習面で長期になると、少し心配なところも出てくるかもしれません。たまたまニュースで西東京市は全校オンラインにしたということをやっていましたので、それに比べたら、少し遅れているかなという感は拭えませんので、今後、状況が落ち着いていけばいいのですが、悪化することも考えられますので、その辺はもう少し力を入れていただいたほうがいいかなという気持ちを持っております。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 そうですね。西東京市の場合は、閉鎖に伴ってオンライン授業にしたのではなくて、もうその時点の翌日からオンライン授業に切り替えますというやり方ですので、当然その準備期間というのはあったわけですけれども、先ほど私が申し上げたのは、ある程度心づもりがあって閉鎖した学校の場合、翌日からオンラインによる指導というのも行っているような報告も受けておるのですが、そこに間に合わなかつた状況もあるということは、正直ご報告をさせていただきます。

ただ、当然ここまで広がってまいりますと、各学校もそういうことがあるという想定は、もうできておりますので、今後ずっとその状況が続くかといいますと、もちろんご指摘いただいたとおり、今後も当然想定した上で、いつそういうことが起きても対応できるという形でのオンラインを使った支援というのは、しっかりとやっていきたいなというところでございます。

以上です。

○小町教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○小町教育長 では、私からも少し申し上げたいと思います。感染力が大変強くて、広がり方も早いということは、今回の特徴かなと思っていまして、大人の数が増えていますので、100人越えというのを見ていますと、やはり子どもたちも比例して増えるという状況で、これは昨年9月頃の状況と同じ、数は少し今回のほうが多いですけれども、同じかなと思っております。

最初申し上げたとおり、子どもたちの健康にしっかりと留意して、寄り添いながらということで、それは心理面のサポートも含めてですけれども、学校との関係性を途切れさせないということを第一にやろうということで、コントロールをしていきたいなと思っています。以前のように、全校休校というようなことは、あってはならないと思っていますので、できる限りで継続する形を模索したいなと思っています。

そんな中で、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖ということで、あとはエリアとして複数の学校を学校閉鎖、休業にすると、いろいろな段階があろうかなと思っていますので、そうやって一律に全市を休校にするということは、子どもたちへの負担がかなり大きいですし、ご家庭にも負担が大きいです。本当にマイナス効果のほうが逆に大きいのではないかと思います。学校での感染より、家庭内の感染ということを考えれば、逆に学校を開いているほうが、よ

り安全に子どもたちを生活指導も含めてできるのではないかなど、われわれは学んできたわけですので、そういったことで、一つはやりたいなと思います。

それからあと、タブレットを使った授業ですけれども、一日の授業過程を全て画面で見続けるというのは、私は不可能だなと思っています。大人でさえ集中力は1時間が限度だといわれていますので、それをずっと1時間目から5時間目までやっているというか、位置づけるというのは、私は無理だなと思っています。結果的に心理面とか、体とか、目とかにも影響するでしょうし、子どもにとっても逆に負担になっていくのかなと思っています。

ただ、先ほど前田指導課長が申し上げたとおり、つなげるということは、とても有効な手段ですので、健康確認を含めて、それから声掛け、課題出しも含めて、つなげることによって、さまざまな指導ができます。そういったものを組み合わせることは、とても大事かなと思っていますところでございます。

通信教育のように、一律に行う授業というのはやはり小・中学校の段階では、なかなか難しいのかなと思っています。大学生ぐらいになると、それで全て完結していくというのがありますけれども、それは発達段階に応じてなのかなとは思っています。

学びを継続するということも大事でしょうし、子どもたちの心理面、身体面でのやはり配慮も同時にしながら、いろいろな事態に柔軟に対応できるように取り組んでもらいたいと思っていますところでございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

[「ありません」との声あり]

○小町教育長 ないようでございます。これで、2報告の(2)、新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了します。

次に、その他に入ります。その他はないようでございます。

---

### ◎閉会の辞

それでは、次回の日程を確認いたします。

次回、2月10日木曜日午後1時半から第3回教育委員会定例会を、208・209会議室で開催をいたします。

これをもちまして、令和4年、第2回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時34分

署名委員

.....

教育長